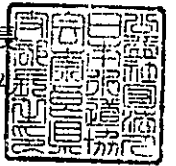


奈支第 61号
平成29年 8月 7日

奈良県内28市町村指定給水装置工事事業者 各位
(奈良県内28市町村の指定を受けようとする
給水装置工事事業者)

公益社団法人日本水道協会奈良県支部長
奈良市長 仲川げん



奈良県内の指定給水装置工事事業者に係る一部事務の共同実施について (通知)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は水道事業にご理解ご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

このたび、奈良県内28市町村の水道事業者と奈良県は、国や県のすすめる「新水道ビジョン」や「県域水道ビジョン」の広域化の方針に従い、従来各市町村で行っていた指定給水装置工事事業者に係る事務のうち、書類受付等の事務の一部を各市町村が加盟する公益社団法人日本水道協会奈良県支部において共同実施することになりましたので、下記のとおり通知します。

これにより、指定給水装置工事事業者の皆様においては、複数市町村への新規申請・変更等の届出を日本水道協会奈良県支部に提出することで、まとめて行えるようになります。

記

1. 共同実施する事務

(1) 指定関連事務の一部 (書類提出先の一元化)

- ①指定給水装置工事事業者の新規申請
- ②指定給水装置工事事業者の変更の届出
- ③指定給水装置工事事業者の廃止・休止・再開の届出
- ④給水装置工事主任技術者の選任・解任の届出

※注意事項

- ・従来の提出書類に加えて、申請を希望する市町村を選択する表紙書類(別記共通様式)の記入が必要になります。
- ・提出された書類は、日本水道協会奈良県支部から各市町村へ送付し、実際の指定等は各市町村が行います(手数料等は従来どおり申請する市町村ごとに必要です)。
- ・詳細は、公益社団法人日本水道協会奈良県支部のホームページをご覧ください。
(<http://narajwwa.mokuren.ne.jp/narajwwa/>)

(2) 講習実施事務

今後、指定給水装置工事事業者への講習についても共同で行う予定です。

2. 開始年月日

平成29年9月1日（金）からは、全て日本水道協会奈良県支部で受付します。

3. 共同実施する水道事業者（奈良県内28市町村）

1	奈良市	2	大和高田市	3	大和郡山市	4	天理市	5	橿原市
6	桜井市	7	五條市	8	御所市	9	生駒市	10	香芝市
11	葛城市	12	宇陀市	13	平群町	14	三郷町	15	斑鳩町
16	安堵町	17	川西町	18	三宅町	19	田原本町	20	高取町
21	明日香村	22	上牧町	23	王寺町	24	広陵町	25	河合町
26	吉野町	27	大淀町	28	下市町				

以上

<<一部事務の共同実施に関するお問い合わせ>>

〒630-8001 奈良県奈良市法華寺町264番地1
奈良市企業局経営部経営管理課内
公益社団法人日本水道協会奈良県支部事務局
Tel/Fax : 0742-36-2073
Mail : narajwwa@kind.ocn.ne.jp

または

奈良県内28市町村の
指定給水装置工事事業者担当課へ

同封書類

- 1 通知文書（1枚2ページ）～この文書です。
- 2 申請・届出のフロー（2枚4ページ）
- 3 提出書類及び注意事項（A）法人のみなさま（3枚6ページ）
- 4 提出書類及び注意事項（B）個人のみなさま（3枚6ページ）
- 5 様式（7枚7様式）～様式第1のみ裏面があります。

（注）提出書類の記入例、詳細等については、公益社団法人日本水道協会奈良県支部のホームページをご覧ください。